

倫理法・倫理規程セルフチェックシート (係長級職員用④)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程に関する基本的事項についての理解度チェックです。
各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

| 番 号 | 問 項 | 解 答 欄 |
|-----|---|-------|
| 1 | 倫理法が適用されるのは一般職の国家公務員であるが、臨時的任用職員は臨時、緊急の際に採用される者であること、再任用職員は任期が1年以内であることに鑑み、倫理法の適用対象とされていない。 | |
| 2 | 利害関係者から、異動の際などに、餞別として簡素な飲食物を御馳走してもらうことや安価なお礼の品物を受け取ることは、通常の儀礼の範囲内なので問題ない。 | |
| 3 | 利害関係者は、契約、補助金交付、立入検査等の相手方である法人や個人事業主などの事業者等を想定しており、事業者等に該当しない特定個人は利害関係者になり得ない。 | |
| 4 | 出張により2日間にわたる立入検査を行う予定であるが、検査対象企業の周辺には宿泊施設がないことから、やむを得ず当該企業の保養所に宿泊させてもらった。当該保養所は一般の来客があった場合、1泊3,000円で宿泊させているが、企業の配慮により無償で宿泊したとしても、やむを得ず宿泊したものであり問題ない。 | |
| 5 | 業務打合せのため、利害関係者が社用車で当省の事務所を訪れた。施工予定地の確認もいざれ必要であったことから、利害関係者に依頼し、打合せ後にそのまま利害関係者の社用車に同乗して施工予定地を訪れた。この場合、利害関係者が通常用いている社用車に便乗しており、利害関係者の追加的負担は特段発生していないことから、利害関係者の社用車に同乗しても、禁止行為には該当しない。 | |
| 6 | 利害関係者が主催する会費6,000円の懇親会に無料で招待を受けた。懇親会当日は、手土産に3,000円のワインを2本持参した。この場合、会費と手土産の額が同じであるので、無料で懇親会に参加しても禁止行為には該当しない。 | |
| 7 | 利害関係者から、自社のPRのために利害関係者が主催するオペラのチケットを受領した。職員以外の配布先は利害関係者の取引先企業のみで1,500人であった。この場合、1,500人という多数の者にチケットを配布していることから、チケットは宣伝用物品と考えられ、このチケットを用いてオペラを鑑賞しても問題ない。 | |
| 8 | 職員が人事交流による退職出向中に出向先の業務を通じて知り合った者であっても、国家公務員の身分にかかわらない関係とはいえず、倫理規程第4条第1項の「私的な関係」には当たらない。 | |
| 9 | 職員は事業者等からの依頼に応じて講演等をしようとする場合には、原則として、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。ただし、利害関係者以外の事業者等からの依頼であって、かつ、講演等の報酬の支払いを受けない場合に限り承認を得る必要はない。 | |

| | | |
|----|---|-------|
| 10 | 倫理法等違反が疑われる行為を確認したため倫理審査会に通報しようとする場合は、匿名での通報も認められる。 | |
|----|---|-------|